

6土第479号
令和7年2月3日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について（通知）

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用されてきたところです。

今般、改正建設業法施行令の一部施行の適切な運用を図る等のため、「監理技術者制度運用マニュアル」が別添のとおり改正されましたので、お知らせします。

つきましては、当該改正の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

1 主な改正内容

- (1) 金額要件の見直し
- (2) 専任特例に関する一部表現の見直し

2 適用日

令和7年2月1日

3 国土交通省ホームページURL（ガイドライン・マニュアル）

建設業に関する各種ガイドライン・マニュアル等は、以下のホームページに掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

愛媛県土木部土木管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp